

# 株式会社リテールパートナーズ 定 款

## 第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、株式会社リテールパートナーズと称し、英文では、RETAIL PARTNERS CO., LTD. と表示する。

(目 的)

第2条 当社は、次の事業を営むこと、および次の事業を営む会社の株式もしくは持分を取得、所有することにより当該会社の事業活動を支配、管理することを目的とする。

- (1) 関係会社の経営戦略の策定、経営システムの構築および経営指導ならびに技術指導
- (2) 関係会社の経理・会計業務の受託
- (3) 関係会社の従業員の人事・労務・福利厚生・教育研修業務の受託
- (4) 企業の事業譲渡、資産売却、資本参加、業務提携および合併に関する斡旋ならびに仲介
- (5) 情報処理サービス業、情報提供サービス業およびソフトウェアの開発
- (6) 下記物品の小売ならびにこれらに関連する物品の製造、加工、卸売および輸出入業  
ア 食料品、衣料品、寝装品、化粧品、家庭用・業務用電気製品、家具製品、日用品雑貨、家庭用品雑貨、装飾品雑貨およびその他住居関連品  
イ 酒類、米穀、塩、たばこ、郵便切手類、印紙、銃砲刀剣類および宝くじ  
ウ 医薬品、医薬部外品、化学工業薬品、農薬、肥料、飼料、毒物、劇物、石油およびガス類  
エ 建築資材、建築用機械、大工用品類、工具、脚立、建築・金物用品および塗料  
オ 園芸用品、農業用資材、農業用機械および農具  
カ 皮革製品、履物、雨具類、鞆および装身具  
キ 小間物、荒物、陶磁器、ガラス製品、梱包・包装用品、清掃器具、手芸用品、ギフト用品および防災用品  
ク 文房具、事務用機械用品、パソコン用品およびCD・DVD等の電磁的記録媒体  
ケ ガス器具、石油器具および厨房機器  
コ 玩具、楽器、スポーツ用品、レジャー用品およびリラクゼーション機械器具  
サ 自転車、オートバイ、各種運搬具およびカー用品  
シ CD・DVD等の音楽・映像ソフト、レコード・音楽テープ等録音物、書籍および雑誌  
ス 貴金属、アクセサリ、眼鏡、時計、カメラ等の光学機器、携帯電話、絵画、美術工芸品および鍵  
セ 生花、園芸種苗およびエクステリア関連商品
- (7) 惣菜、弁当、パン、サンドウィッチおよび米飯等の製造
- (8) 古物品の売買および仲介
- (9) 商品券、プリペイドカード、ポイントカードの発行および販売ならびに電子的価値情報の発行、販売および管理
- (10) 什器備品の売買

- (11) カタログ、インターネット等を利用した通信販売事業
- (12) ホテル、レストラン、飲食店、喫茶店およびペーカリーショップの経営
- (13) 薬局、薬店、ドラッグストア、託児施設、スポーツ施設、プレイガイド、駐車場の経営および賃貸借
- (14) 各種スポーツの指導者の養成および斡旋
- (15) 旅行代理店業務
- (16) ペット動物の繁殖・訓練および預り・宿泊
- (17) ペット動物およびペット飼育関連用品の輸出入ならびに販売
- (18) 動物医薬品の卸売および販売
- (19) 不動産の売買、賃貸、仲介、管理および鑑定評価ならびに土木建築工事・造園工事および室内設備装飾の請負業
- (20) 住宅および店舗用設備機器の販売ならびに取付工事
- (21) 宅地の造成および建物の新築ならびに改築業務
- (22) 引越しの請負および家事サービス
- (23) 害虫等の駆除および防除業務
- (24) 医療用具、介護用品のレンタル・販売業
- (25) 複写機・ファクシミリ・電話の利用サービスの提供
- (26) 金銭の貸付、金銭の貸借の媒介および保証、クレジットカード取扱業、ローン提携販売に対する融資ならびに割賦購入の斡旋その他金融業
- (27) 冷凍冷蔵業
- (28) 貨物自動車運送事業および倉庫業
- (29) 物流センターの管理運営および物流情報の収集処理業務
- (30) 医薬品の処方箋に基づく調剤業
- (31) 設備および機械装置の保守管理業
- (32) セキュリティ機器の卸売、販売および取付工事
- (33) 警備業、清掃業、ビルメンテナンス業およびクリーニング業
- (34) 一般廃棄物、産業廃棄物の収集、リサイクルおよび処理業
- (35) 損害保険、自動車損害賠償保障法に基づく保険代理事業および生命保険の募集に関する事業
- (36) 自動車、軽車両その他運搬車等の車両とこれらの部品・附属品等の販売および賃貸ならびに自動車整備業
- (37) 広告宣伝業
- (38) 人材派遣業
- (39) 農作業の受託
- (40) 写真の現像、焼付および印刷
- (41) 各種レンタルおよびリース業
- (42) 経営コンサルタント業
- (43) 各事業部門におけるフランチャイズ事業
- (44) 発電、電力の卸売および売電事業

(45) その他上記に附帯する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を山口県防府市に置く。

(機関の設置)

第4条 当社は、取締役会、監査等委員会および会計監査人を置く。

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告により行う。但し、事故その他やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法で行う。

## 第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、8,000万株とする。

(単元株式数)

第7条 当社の単元株式数は100株とする。

(株式取扱規則)

第8条 当社の株式に関する取扱いは取締役会の定める株式取扱規則による。

(株主名簿管理人)

第9条 当社は、株主名簿管理人を置く。

(単元未満株式の買増請求)

第10条 単元未満株式を有する株主は、その単元未満株式と併せて単元株式数となる数の株式を自己に売り渡す旨を当社に請求することができる。

## 第3章 株 主 総 会

(基準日)

第11条 当社は、毎年2月末日の株主名簿に記録された株主をもって、定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

(招集の時期)

第12条 定時株主総会は毎年5月にこれを招集する。

(議決権の代理行使)

第13条 当社の株主は代理人をもって、その議決権を行使することができる。

ただし代理人は当社の議決権を有する株主1名に限る。

2. 株主または代理人は総会毎に代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。

(招集権者および議長)

第14条 株主総会は、取締役社長が招集し、その議長となる。ただし取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会において定められた順序により、他の取締役がこれにあたる。

(決議要件)

第15条 株主総会の決議は法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主

の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第 309 条第 2 項の規定による株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

(参考書類等のインターネット開示)

- 第 16 条 当社は、株主総会参考書類、計算書類、連結計算書類および事業報告に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令の定めるところにより、インターネットで開示することができる。

## 第 4 章 取締役および取締役会

(員数)

- 第 17 条 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、15 名以内とする。

2. 当社の監査等委員である取締役は、5 名以内とする。

(選任)

- 第 18 条 取締役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

2. 前項の規定による取締役の選任は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して行う。
3. 当社の取締役の選任は累積投票によらないものとする。
4. 補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(任期)

- 第 19 条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
3. 任期満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(取締役会)

- 第 20 条 取締役は取締役会を組織する。

2. 取締役会は法令または本定款に定めるもののほか、当社の重要な業務の執行を決定する。

(取締役会の招集)

- 第 21 条 取締役会は法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役がこれを招集し、その議長となる。代表取締役に事故あるときは、あらかじめ取締役会で定められた順序により他の取締役がこれにあたる。

2. 取締役会の招集通知は各取締役に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の場合は、これを短縮することができる。

(取締役会の決議)

第 22 条 取締役会の決議は取締役の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行う。  
2. 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることで  
できる取締役全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、取締役会の  
承認決議があったものとみなす。

(代表取締役)

第 23 条 取締役会は取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役若干名を  
選定する。ただし、取締役社長は代表取締役でなければならない。

(役付取締役)

第 24 条 取締役会は、その決議により取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取  
締役会長、取締役社長各 1 名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定  
することができる。

(取締役会規則)

第 25 条 取締役会に関しては、法令または本定款に定めるもののほか、取締役会において定  
める取締役会規則による。

(取締役の責任限定契約)

第 26 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等である  
ものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結する  
ことができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責  
任限度額とする。

## 第 5 章 監査等委員会

(監査等委員会の招集)

第 27 条 監査等委員会の招集通知は各監査等委員に対し、会日の 3 日前までに発する。ただ  
し、緊急の場合は、これを短縮することができる。

(常勤の監査等委員)

第 28 条 監査等委員会は、その決議により常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会規則)

第 29 条 監査等委員会に関しては、法令または本定款に定めるもののほか、監査等委員会に  
おいて定める監査等委員会規則による。

## 第 6 章 会計監査人

(選任)

第 30 条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(任期)

第 31 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関す  
る定時株主総会の終結の時までとする。

2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株

主総会において再任されたものとみなす。

(報酬等)

第 32 条 当社は、会計監査人の報酬等を監査等委員会の同意を得て定める。

## 第 7 章 計 算

(事業年度)

第 33 条 当社の事業年度は、毎年 3 月 1 日から翌年 2 月末日までとする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第 34 条 当社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会決議によって定める。

(剰余金の配当の基準日)

第 35 条 当社の期末配当の基準日は、毎年 2 月末日とする。

2. 当社の中間配当の基準日は、毎年 8 月 31 日とする。

(配当金の除斥期間)

第 36 条 期末配当金および中間配当金は、支払開始の日から満 3 年以内に受領されない分については、当社はその支払いの義務を免れるものとする。

## 付 則

平成 23 年 5 月 26 日	一部改定
平成 27 年 5 月 28 日	一部改定
平成 27 年 7 月 1 日	一部改定
平成 28 年 5 月 26 日	一部改定
平成 29 年 5 月 25 日	一部改定
2019 年 5 月 23 日	一部改定